

# 宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令

平成17年3月10日  
宮城県警察本部訓令第1号

宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令を次のように定める。

## 宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 保護（第5条－第17条）
- 第3章 保護室（第18条－第20条）
- 第4章 許可状の請求等（第21条－第23条）
- 第5章 児童等の一時保護等（第24条）
- 第6章 雑則（第25条－第27条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項の規定に基づく保護並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護の手續、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この訓令において「保護」とは、警察官が応急の救護を要する者を発見したときに、その者の家族その他関係者（以下「家族等」という。）又は関係機関に引き継ぐまでの応急措置として、一時その責任において、これらの者に対し応急の救護を加えることをいう。

##### （保護についての心構え）

第3条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、発見した者又は届出を受理した者について、保護の必要性を的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもって、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

##### （保護の責任）

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護の取扱いについて統括し、全般の指揮監督に当たり、その責めに任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、家族等への引渡し、関係機関への引継ぎ等の保護の全般について直接その責任を負うものとする。

3 保護主任者が退庁した場合、当直勤務（日直勤務を含む。以下同じ。）のときは、当直主任者、その他不在のときは、副署長、刑事官、次長等がその職務を行うものとする

。 4 保護主任者が保護の引継ぎを行う場合、保護主任者は、保護された者（以下「被保護者」という。）の観護上注意を要する事項その他保護に必要な事項を確実に連絡し、これを行うものとする。

## 第2章 保護

### （保護の着手と報告）

第5条 警察官は、保護を要する者を発見した場合は、状況に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を執った場合、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

### （保護の場所についての指示等）

第6条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号における場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示するなど、保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者又は精神科病院からの無断退去者 最寄りの精神科病院その他の精神病患者収容施設又は保護室

(2) 泥酔者又は酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室）

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に付かないようにするなど被保護者の人権に配慮しなければならない。

### （保護カード）

第7条 警察官は、被保護者の保護について取り扱ったときは、保護カード（様式第1号）に所要の事項を記載し、保護主任者を経て、署長に報告するものとする。

### （被保護者の住所等の確認措置）

第8条 被保護者を家族等に引き渡すに当たり、被保護者の住所又は居所及び氏名が判明しない場合で、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官は、保護主任者の指揮を受け、第6条第1項に規定する保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることができる。

### （事故の防止）

第9条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように細心の注意をしなければならない。

### （危険防止の措置）

第10条 警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第3

9条第2項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第75条第2項及び第99条第4項に規定する被保護者が暴行し、自殺しようとするなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するためほかに方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる範囲で、保護主任者の指揮を受け、被保護者の行動を抑止するための手段を執ることができる。ただし、保護主任者の指揮を受けるいとまがないときは、必要な措置を執った後、速やかに保護主任者に報告し、必要な指揮を受けること。

（危険物等の保管）

第11条 保護主任者は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合においては、必要と認められる範囲で、当該危険物を施設設備のある保管庫に保管するものとする。

2 保護主任者は、被保護者が所持することにより、紛失又は破損するおそれがあると認められる現金その他貴重品を所持している場合は、前項の規定に準じて、これを保管するものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する場合を除き、第6条第1項に規定する保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、当該被保護者に係る保護カードに記載して、その取扱状況を明確にしておくものとする。

また、保護主任者は、被保護者を家族等に引き渡す場合又は保護を解除する場合において、法令により所持することを禁止されているものを除き、引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継がなければならない。

（保護勤務員の配置）

第12条 保護主任者は、被保護者を保護室に収容した場合において被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を保護勤務員に指定して保護に当たらせなければならない。

（保護勤務員の措置）

第13条 保護勤務員は、被保護者の動静を確認し、取り扱った事項、被保護者の言動、外傷等の健康状態その他特異動静について、保護勤務日誌（様式第2号）に記載し、保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 保護勤務員が交代する場合には、被保護者の動静等観護上注意すべき事項を確実に引き継がなければならない。

（異常を発見した場合の措置）

第14条 保護勤務員は、被保護者に異常を発見した場合、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第39条第2項又は医療観察法第75条第2項及び第99条第4項に規定する被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすお

それがあると認められる場合は、署長は、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置を執らなければならない。また、警職法第3条第1項第2号に規定する被保護者が、自らの意思により保護の場所を離れた場合であって、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

3 第1項の被保護者について、次の特異事案があった場合は、署長は警察本部長に対して、保護業務に関する特異事案の速報書（様式第3号）により速報するとともに、被保護者の家族等の連絡先が判明しているときは、併せて家族等に通知するものとする。

- (1) 被保護者の自殺又は自殺未遂事案
- (2) 被保護者のえん下等の負傷又はこれらの未遂事案
- (3) 傷病等により被保護者が死亡した事案
- (4) 被保護者の逃走事案
- (5) 保護業務に関して職員が殉職し、又は負傷した事案
- (6) 保護業務に関して職員が被保護者を死亡又は負傷させた事案
- (7) 保護業務に関して新聞、テレビ等マスコミ報道が予想される事案
- (8) その他警察本部長が指定する事項

（家族等への引渡し）

第15条 保護主任者は、被保護者の家族等が判明し、責任ある者が被保護者を引取りに来た場合は、速やかに引き渡すものとする。

2 前項の規定による引渡しに当たっては、家族等に保護カードに引取状況を記載させるものとする。

3 保護主任者は、被保護者を引き渡した場合は、保護カードに関係書類を添えて署長に報告するものとする。

（関係機関への引継ぎ）

第16条 保護主任者は、被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上で、次の各号の定めるところに引き継ぐものとし、必要に応じて引継書（様式第4号）を作成すること。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法第4条に規定する児童（以下「児童」という。）である場合には、前号に掲げる場合であっても、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

2 前項の規定による引継ぎをした場合は、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

（保護の解除）

第17条 保護主任者は、前2条のほか、被保護者に保護の継続が必要ないと認めたときは、速やかに保護を解除するものとする。

2 前項の解除をした場合は、第15条第3項の規定を準用する。

### 第3章 保護室

（保護室の設置）

第18条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 署長は、警察署に保護室又は保護室に代わるべき適当な場所がない場合は、他の警察署の署長と協議の上、保護場所を確保することができる。

3 保護主任者は、随時保護室の構造設備等について、耐久性その他異常の有無を点検すること。この場合において、異常が認められたときには、速やかに署長に報告するとともに、直ちに応急の措置を講ずること。

(保護室の設置基準)

第19条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 留置施設と別に設けること。

(2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。

(3) 道路その他外部から見通すことのできない構造とすること。

(4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。

(5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

(保護室に関する特例)

第20条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署の待合室、相談室、補導室等を保護室に代用することができる。

#### 第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第21条 警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が、署長の指揮を受け、許可状請求書(様式第5号)により行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第22条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、保護通知書(様式第6号)により、日曜日から土曜日までの間に取り扱ったものを、翌週の金曜日までに行うものとする。

(保健所長への通報)

第23条 精神保健福祉法第23条又は酩酊者規制法第7条の規定により保護した場合の保健所長への通報は、通報書(様式第7号)により、行うものとする。

#### 第5章 児童等の一時保護等

第24条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間又は遠隔であるなどのやむを得ない事情があるときは、保護室に一時収容するものとする。

(1) 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法(昭和23年法律第168号)第13条第2項(第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により同行状を執行する場合

(3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合

(4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項の規定により少年院から逃走した者及び少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかった者を連れ戻す場合

(5) 少年院法第90条第5項の規定により少年院又は指定された場所に出頭しなかった

者を連れ戻す場合

- (6) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項の規定により少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
  - (7) 少年鑑別所法第79条第5項の規定により少年鑑別所又は指定された場所に出頭しなかった者を連れ戻す場合
  - (8) 更正保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
  - (9) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状又は再収容状を執行する場合
  - (10) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条第1項の規定により婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
  - (11) 精神保健福祉法第39条第2項の規定により、精神科病院の管理者から探索を求められて発見した無断退去者の一時保護を行う場合
  - (12) 医療観察法第75条第2項の規定により、裁判所からの所在の調査を求められて発見した同行状が発せられている心神喪失者等所在調査対象者の一時保護を行う場合
  - (13) 医療観察法第99条第4項の規定により、指定入院医療機関の管理者から所在の調査を求められて発見した指定入院医療機関無断退去者の一時保護を行う場合
- 2 前項の場合においては、第4条、第7条及び第9条から第14条までの規定を準用するものとする。

#### 第6章 雑則

（被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置）

- 第25条 警察官は、被保護者が少年警察活動規程（平成14年宮城県警察本部訓令第29号）第2条第5号の非行少年又は第2条第6号の不良行為少年であることが明らかになった場合、当該少年について、少年警察活動規程の定めるところにより、補導を行うものとする。
- 2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかになった場合は、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。
- 3 警察官は、被保護者が売春防止法第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなった場合は、当該被保護者が、第16条第1項第2号又は前項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を執った場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

（被保護者と犯罪の捜査等）

- 第26条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規程第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上、真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

（災害時の措置）

第27条 地震、風水害、火災その他の災害に際し、必要があるときは保護主任者が署長の指揮を受けて、被保護者を他の場所に避難させる等必要な措置を執ることができる。ただし、署長の指揮を受けるいとまがないときは、必要な措置を執った後、速やかに署長に報告し、必要な指揮を受けること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(宮城県警察保護取扱規程の廃止)

2 宮城県警察保護取扱規程(昭和35年宮城県警察本部訓令第8号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日本部訓令第13号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月10日本部訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月20日本部訓令第7号)

この訓令は、平成24年8月28日から施行する。

附 則(平成26年3月20日本部訓令第9号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月30日本部訓令第15号)

この訓令は、平成27年7月30日から施行する。

附 則(平成29年3月27日本部訓令第5号)

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則(平成31年2月22日本部訓令第1号)

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日本部訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第7条関係)

						当直責任者	
署長	副署長(次長)	刑事官	保護主任者	係長	主任	係員	
保 護 カ ー ド No.							
① 保護の区分 (法的根拠)	<input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 精神錯乱者 ( 通報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )				警職法第3条第1項第1号		
	<input type="checkbox"/> 迷い子(人)、病人、負傷者等				警職法第3条第1項第2号		
	<input type="checkbox"/> 酩酊者 ( 通報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )				酩酊者規制法第3条		
	<input type="checkbox"/> 精神科病院無断退去者				精神保健福祉法第39条第2項		
	<input type="checkbox"/> 児童相談所から委託を受けた児童				児童福祉法第33条		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )						
② 被保護者	本籍 (国籍)						
	住所又は住居						
	氏名・フリガナ (異名)・職業 生年月日 連絡先等 <small>※異名がある場合は、氏名の下に括弧書きすること</small>	フリガナ 氏名  職業	連絡先 年 月 日生 ( 歳 ) 男・女			認知症の疑い <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
③ 発見日時	年 月 日 時 分						
④ 発見場所							
⑤ 発見の端緒	<input type="checkbox"/> 警察官発見 <input type="checkbox"/> 一般人等からの連絡 <input type="checkbox"/> 被保護者の家族、知人等からの連絡 <input type="checkbox"/> 保護関係機関からの連絡 <input type="checkbox"/> 本人からの願い出 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
⑥ 発見時の状況及び保護を必要と認めた理由							
⑦	開始日時	年 月 日 時 分					
	解除日時 (解除担当者が記入)	年 月 日 時 分					
⑧ 保護の場所 (該当する項目全てをチェック。()内に具体的名称を記入)	<input type="checkbox"/> 警察署【保護室( ) その他( )】 <input type="checkbox"/> 交番・駐在所 ( ) <input type="checkbox"/> パトカー・捜査用車 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
⑨ 外傷、被服の損傷その他	無	有(状況等を記載)			保護取扱者【階級・氏名】		
	上記の措置						
⑩ 主管課等への引継ぎ (()内に階級・氏名を記入)	月 日 時 分 ( ) 引継ぎ						

⑪ 食 事	月日	・	・	・	・	・
	朝	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	昼	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	夜	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑫ 医 療	【医療機関等の措置状況（救急隊要請日時、搬送先、措置結果等）】					
⑬ 延 長	請求手続	年 月 日 時 分				
	延長許可	年 月 日		簡易裁判所		裁判官
⑭ 通 報 結 果	通報日時：	年 月 日 時 分 担当者：				
	<input type="checkbox"/> 措置（緊急措置）入院（入院先：	）				
	<input type="checkbox"/> その他入院（ <input type="checkbox"/> 医療保護入院 <input type="checkbox"/> 任意（同意）入院：入院先	）				
⑮ 家 族 等 へ の 連 絡 状 況 等	【家族・知人等の調査結果、引取者以外の家族・知人等の人定事項・連絡先、家族・知人等への架電状況等】					
⑯ 措 置 結 果	<input type="checkbox"/> 家族・知人等への引渡し（別紙引取（引継）書のとおり。）					
	※ 引取（引継）書を作成することができなかった場合は、その理由					
	<input type="checkbox"/> 公衆保健・公共福祉機関引渡し・引継ぎ（					
	）					
⑰ 備 考	【身体特徴、①から⑯までの欄の補充その他特記事項】					解除指令者
						解除担当者

被保護者	
------	--

## 被 保 護 者 物 品 等 保 管 記 録 簿

保 管 者 階 級 ・ 氏 名	立 会 者 階 級 ・ 氏 名	立 会 者 等 階 級 ・ 氏 名
返 還 者 階 級 ・ 氏 名	立 会 者 階 級 ・ 氏 名	立 会 者 等 階 級 ・ 氏 名

1 物品の保管状況									
保 管 年 月 日 時	物 品 名	数 量	被 保 護 者 確 認	立 会 者 確 認	保 管 者 確 認	返 還 年 月 日 時	被 保 護 者 確 認	立 会 者 確 認	返 還 者 確 認

2 金銭の保管状況																
取 扱 年 月 日 時	金 種 取扱別	一 万 円 札	五 千 円 札	二 千 円 札	千 円 札	五 百 円 硬 貨	百 円 硬 貨	五 十 円 硬 貨	十 円 硬 貨	五 円 硬 貨	一 円 硬 貨	取 扱 合 計 額	現 在 額	被 保 護 者 確 認	立 会 者 確 認	保 管 者 等 確 認

3 備考【被保護者から署名等を受領することができなかった理由等】

注1 食事等で現金の払出しがあった場合は、払出し金種・金額を記載し、その都度被保護者に確認させること。  
 払い出した金銭を使用し、食事等を購入した場合には、購入後保管庫に戻す金種・金額を記載し、被保護者に確認させること。  
 なお、食事等を購入した際の領収書等については、被保護者の承諾を得て複写するなどして保管すること。

2 現金の受入れ、払出し、消費、返還時には、保管者、払出者及び返還者は保護主任者（当直中は、当直主任者）とし、できる限り複数の警察職員を立会人として確認すること。ただし、被保護者を他の警察署の保護室に収容した場合は、巡査部長以上の階級にある者が保護主任者の指揮を受け、保管者等となること。

3 保管者、払出者、返還者及び立会者は、現金の確認時において確認した旨の署名等を行うこと。その際、必ず被保護者に確認させ、同人の署名等を受領すること。

4 精神錯乱、泥酔等により被保護者から署名等を受領することができない場合は、その状況等を疎明した資料を添付するとともに、備考欄に記録化すること。

5 精神錯乱等により、関係機関に被保護者を引継ぎ又は引渡しをする際の保管物品等は、被保護者のほか、その家族及び関係機関の職員にも必ず確認させて署名等を受領すること。

様式第1号（継続用紙）

		被保護者	
引 取 （ 引 継 ） 書			
警察署長 殿			
被保護者氏名			
前記被保護者は、保護されていたところ、本日 時 分私が責任をもって 引き取り（引継ぎを受け）ました。			
年 月 日			
引取（引継）者			
住所			
職業	続柄（関係）	カナ 氏名	
電 話 番 号			

※ 引取（引継）者の方は、下線部を記載してください。







様式第4号（第16条関係）

引 継 書

次の被保護者を引継ぎする。

年 月 日

殿

警 察 署 長

被 保 護 者  
本 籍  
住 所 又 は 住 居  
職 業  
氏 名  
生 年 月 日

保 護 の 理 由

保 護 の 根 拠 法 令

保 護 開 始 年 月 日 時

保 護 の 場 所

引 継 ぎ の 理 由

様式第5号（第21条関係）

宮 第 号  
年 月 日

裁判所

裁判官 殿

宮 城 県 警 察 署  
階 級 ⑩

## 許 可 状 請 求 書

次の者を引き続き保護する必要が認められるので許可状の発付を請求する。

被 保 護 者	住所又は住居 職業 氏名 生年月日（年齢）
延長を求める期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの間
保護開始の日時	
保護の場所	
保護した警察官の 階 級 ・ 氏 名	
引き続き保護を 必要とする理由	



様式第7号（第23条関係）

宮 第 号 年 月 日	
殿	
警 察 署 長	
通 報 書	
<input type="checkbox"/> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条 <input type="checkbox"/> 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条 の規定により次のとおり通報する。	
被 保 護 者	本 籍 住 所 又 は 住 居 職 業 ・ 氏 名 ・ 生 年 月 日 又 は 人 相 着 衣
保 護 開 始 の 日 時	
精 神 障 害 者 又 は アルコール慢性中毒者 と 認 め た 理 由	
保 護 の 場 所	
発 見 場 所	
そ の 他 項 考 事	